

ヘルパーステーションこころね石狩

「障害福祉サービス」

(居宅介護・重度訪問介護)

重要事項説明書

当事業所は障害福祉サービスの指定を受けています。

(事業所番号 第 0117600809 号)

当事業所はご契約者様に対して障害福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社 ハーネス
- (2) 法人所在地 札幌市北区北 11 条西 4 丁目 2-21
- (3) 電話番号 (011) 717-0555

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護・重度訪問介護
(事業所番号 第 0117600809 号)
- (2) 事業の目的 ご契約者（利用者）が居宅において、可能な限り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーションころね石狩
- (4) 事業所の所在地 石狩市花川北 3 条 3 丁目 13-1
- (5) 電話番号 0133-77-7130
- (6) 管理責任者 氏名 宮下 聖史
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 訪問介護員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活・又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 令和 6 年 1 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業も合わせて実施しています。
【サービス付き高齢者向け住宅の生活支援サービス受託事業】

3 事業の実施地域及び営業の時間

(1) 通常の事業の実施地域 石狩市花川北、花川南、樽川、花畔、札幌市西区、中央区、北区、手稲区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 12/29～1/3 迄を除く
営業時間	午前7時30分から午後6時30分まで
サービス提供時間	原則として午前6時から午後9時まで（土日祝含む）

4 職員の体制

当事業所では、ご契約者様に対して指定訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については指定基準を遵守しています。 (単位:名)

職 種	常 勤	非 常 勤
1、管理責任者	1	—
2、サービス提供責任者	2	—
3、訪問介護員	4	3
(1)看護師	—	—
(2)介護福祉士	3	3
(3)訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者 実務者研修 課程修了者	—	—
(4)訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者 初任者研修 課程修了者	—	—

5 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

(2) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金のうち9割が介護給付費の給付対象になります。事業者が介護給付費等の納付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。

なお、定率負担又は、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

■ 利用者負担

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1） 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2） 収入が概ね670万円以下の世帯が対象になります。

（注3） 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

◆利用料金の目安は、次表のとおりです。

区分	サービスに要する時間	30分未満 (256単位)	30分以上1時間未満 (404単位)	1時間以上1時間30分未満 (587単位)	1時間30分以上2時間未満 (669単位)
1 ～ 6	身体介護	2,560円	4,040円	5,870円	6,690円
	同一敷地内の場合	2,304円	3,636円	5,326円	6,021円

区分	サービスに要する時間	30分未満 (106単位)	30分以上45分未満 (153単位)	45分以上1時間未満 (197単位)	1時間以上1時間15分 (239単位)
1	家事援助	1,060円	1,530円	1,970円	2,390円
6	同一敷地内の場合	954円	1,377円	1,773円	2,151円

	初回加算	緊急時対応加算	早朝加算	夜間加算	深夜加算
	2,000円	1,000円	25%割増	25%割増	50%割増

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスを必要とした時間ではなく、訪問介護計画に基づいたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び重度訪問介護を行う場合にはそれに要した交通費をいただきます。

〈実施地域以外の地域における交通費〉

事業所から、片道5km未満	0円
事業所から、片道5km以上	300円

※特定事業所加算

所定の単位数に所定の加算率を乗じた単位数を加算させていただきます。

※処遇改善加算

所定の単位数に所定の加算率を乗じた単位数で加算させていただきます。

(5) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご利用月の翌月 10 日頃までに請求書をお届け致しますので、下記方法でお支払下さい。

- 口座引き落とし サービス利用月の翌月 20 日にご指定口座より引き落とします。口座振替手数料はかかりません。
また、引き落としができなかった場合は月末までにお振込みをお願い致します。
- 引き落としに間に合わない場合の振込先

北洋銀行 北 2 4 条支店

普通 4205332

口座名：カ)ハーネス だいひょうとりしまりやく 代表 取締役 むらばやしひろあき 村林 寛昭

(6) 利用の中止、変更、追加

- ① ご契約者様の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日時前日までに申し出がなく、直前になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日時の前日までに 申し出があった場合	無料
利用予定日時の前日までに 申し出がなかった場合	2,000 円

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、契約者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者様に提示して協議します。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代して行います。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者様からの交替の申し出

専任された訪問介護員の交替を希望される場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望される事由を明確にし、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者からの都合により訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員が交替する場合は、ご契約者様及びそのご家族に対してサービス利用上

の

不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービスの内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者様等の理由で予定されているサービスの実施ができない場合には、相談の上でサービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者様に対する訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医療行為又は医療補助行為 ② ご契約者様もしくはそのご家族を訪問介護員の使用する車輛に同乗させること ③ ご契約者様もしくはそのご家族からの金銭又は高価な物品等の授受 ④ ご契約者様もしくはそのご家族の営利に係る行為 ⑤ ご契約者様のご家族等に対する訪問サービスの提供 ⑥ 飲酒及び喫煙 ⑦ ご契約者様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑧ その他ご契約者様もしくはそのご家族に行う迷惑行為 |
|---|

(5) 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項・禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度要求等、性的ないやがらせ行為）

(6) 介護サービス契約の終了・事業所からの契約の解除

以下の事項に該当する場合には、本契約を介助させていただくことがあります。

- ① ご契約者・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者・利用者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者・利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者・利用者などから禁止事項に該当するハラスメントとみなされる行為があった場合

(7) サービス実施時の業務以外の禁止

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は、「5、提供するサービスと利用料金」に定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問サービスの実施に関する指示・命令

訪問サービスの実施に関する指示・命令は、全て事業者が行います。但し、サービスの実施にあたって、ご契約者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス又は札幌市訪問介護相当型サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

7 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	酒井 陽子
-------------	-------

- (2) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施していただきます。
- (3) サービス提供中に、当事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9 苦情の受付について

- (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

受付担当者	酒井 陽子
受付時間	月曜から金曜（但し、祝日、12月29日から1月3日までを除く） 午前9時から午後5時まで
電話番号	0133-77-7130

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

北海道障がい者権利擁護	所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
-------------	----------------------

センター 障害福祉地域支援係	電話番号 011-231-8617
	受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
北海道 国民健康保険団体連合会 障害者総合支援課 企画・苦情係	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目国保会館
	電話番号 011-231-5175
	受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
石狩市保健福祉部障がい 福祉課	所在地 石狩市花川北 6 条 1 丁目 4 1 番地 1 石狩市総合保険福祉センターりんくる内
	電話番号 0133-723194
	受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

10 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 利用者様に対するサービスの提供により、緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご契約者様に対して損害を賠償します。
但し、ご契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 事業所に連絡するとともに、利用者様の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (5) 急を要する場合は、事業者の判断により緊急車両を要請し、事後報告となる場合があります。
- (6) 必要に応じて市町村へ連絡する。

1 1 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 第三者評価の実施状況

- (1) 第三者評価の実施の有無 : 無

付則

この契約書・重要事項説明書は令和6年1月1日から施行する。

この契約書・重要事項説明書は令和6年4月1日から施行する。